

自動販売機の設置に関する契約書

公立大学法人横浜市立大学（以下、「甲」という。）と〇〇〇（設置事業者名）（以下、「乙」という。）は、自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が管理する施設内に乙が乙の所有する自販機を設置して、利用者に飲料を販売する事業（以下「当該事業」という。）を行うことを承諾する。

（設置場所および数量）

第2条 乙が設置する自販機の設置場所及び数量は、別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。以下、別紙「設置物リスト」の設置場所に設置した自販機を「本自販機」という。

（契約期間）

第3条 契約期間は、別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。

- 2 本自販機を設置した場所を甲が使用する必要が生じたときは、甲は、契約期間中でも本契約を解除または変更できるものとする。但し、甲は、明渡日又は変更日の3か月前までに乙に通知するものとする。

（設置機器）

第4条 乙は、次の各号に対応した自販機を設置するものとする。

- (1) 本自販機の本体に、管理するものの会社名または管理者名、及び連絡先を表示すること。
 - (2) 乙は、甲の省エネルギー化に向けた取組に協力するため、本自販機の設置にあたっては、機材の省エネルギー機能を最大限発揮できるように調整する他、エネルギー消費効率の良い機器を設置するものとする。
 - (3) 自販機の設置にあたっては、あらかじめ書面により自販機の詳細を甲に報告し、甲の承諾を得るものとする。本自販機の交換又は更新についても同じとする。
- 2 本自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び各種手続き・届出等は、乙が行うものとし、これに係わる経費は全て乙が負担するものとする。但し、第11条第1項ただし書きの場合を除くものとする。

（貸付料及び売上手数料）

第5条 乙は、甲が管理する施設内における当該事業実施の許可の対価として、別紙「設置物リスト」の記載に従い、甲に貸付料及び売上手数料をそれに課税される消費税額分と共に支払うものとする。

- 2 乙は、甲が指定する期日までに、甲が指定する銀行口座宛てに貸付料及び売上手数料を振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 前項に基づき乙が甲に支払った貸付料及び売上手数料は、乙の都合により自販機の設置を取りやめた場合及び、乙の責めに帰すべき事由により甲が本契約を変更又は解除した場合には返還しないものとする。

(光熱水費)

第6条 乙は、本自販機の設置に附帯する光熱水費を、それに課税される消費税額分と共に別紙「設置物リスト」の記載に従い、甲の発行する請求書により指定する銀行口座宛てに、振り込むものとする。
なお、振込手数料は乙の負担とする。

(延滞金)

第7条 乙は、第5条、第6条に係わる支払いが、支払期日までに行われなかったときは、その支払期日の翌日から納入するまでの日数に応じて年率 14.6%の割合で計算した金額を、延滞金として加算して甲に支払わなければならない。この場合の計算は、年365日とする。

(使用上の制限等)

- 第8条 乙は、本自販機について、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
また、本自販機が第三者により汚損又は損壊されている場合、若しくはその恐れがある場合は、修理・交換等の対応又はその防止に努めるものとする。
- 2 乙は、本自販機の維持管理について、甲および第三者に対して責任を負い、故障及び苦情に関して適切に対応するものとする。
- 3 乙は、本自販機を別紙「設置物リスト」に指定した目的以外に供してはならない。
- 4 乙は、本自販機について、改造、改装、交換、その他の行為をしようとするとき、または使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合、第三者に委託した業務に伴う行為について、乙が当院に対してすべての責任を負うこととする。

(転貸等の禁止)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は乙が次の第1号から第5号のいずれかに該当するとき、乙は甲が次の第1号から第3号又は第6号のいずれかに該当するときは、相手方に対し何らの通知・催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約（特約条項を含む）に違反したとき
- (2) 信用状態の悪化又は不正の行為等が発生し、本契約を継続しがたいと判断したとき
- (3) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者その他の反社会的勢力に該当したとき又は本自販機の設置等に関し、反社会的勢力が紹介・仲介していたことが判明したとき
- (4) 乙が設置許可料及び売上手数料、光熱水費、その他負担経費の支払いを3か月分以上遅滞したとき
- (5) 乙が業務を適正に処理できないと甲が認めたとき
- (6) 甲が指示する設置場所が、法令等に違反し又は第三者の権利もしくは周囲の安全を害する等の理由より、本自販機の設置に適さないと乙が判断したとき

2 前項により本契約の全部又は一部が解除された場合、被解除当事者は解除当事者に対し、解除により生じた損害について、損害賠償請求をすることができないものとする。

(原状回復)

第 11 条 本契約期間が満了したとき、または本契約が解除されたときは、乙は、速やかに本自販機を撤去し、乙の負担により原状に回復するものとする。ただし、甲が必要ないと認めた場合はこの限りではないものとし、また、甲の責めに帰すべき事由により本契約が終了した場合の本自販機の撤去及び原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担において甲がこれを行うことができるものとする。この場合において、乙は何らの異議を申し立てることができないものとする。

(秘密保持)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の有効期間中及び本契約の終了後 3 年間、本契約の内容及び本契約に関して知りえた相手方の秘密情報（本自販機による商品の販売数量その他の情報を含む）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（乙のグループ会社を除く）に開示・漏洩してはならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、本自販機で販売する商品（衛生管理に起因するものを含む）及び本自販機に起因して、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約が終了したときから本自販機を撤去して原状に回復するまでの期間、貸付料の額（貸付料を減免されている場合は、甲の基準により算定した金額）の 3 倍に相当する金額を遅延損害金として支払わなければならない。

3 甲及び乙は、本契約に定める義務を履行しないために相手に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 14 条 乙は、契約期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本自販機の設置に投じた有益費、修繕費等の必要費用その他の費用を甲に請求しないものとする。

(実地監査等)

第 15 条 甲は、本自販機について随時に実地調査し、必要に応じて乙に意見を求め、その他本自販機の維持・使用に関し要望することができる。

(特約条項)

第 16 条 甲及び乙は、本自販機の運営等に関して、別紙「特約条項」を定めるものとする。

(疑義の決定)

第 17 条 本契約に関し疑義のある場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。また、本契約に定めのない事項についても同様とする。

参考

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市金沢区瀬戸 22 番 2 号
公立大学法人横浜市立大学
理 事 長

小山内 いづ美 ⑩

乙

⑩

設置物リスト

(1) 設置を許可する設備等

所在地等	名称	公立大学法人 横浜市立大学附属病院					
	所在地	神奈川県 横浜市 金沢区 福浦三丁目9番地					
設置を許可する場所・設備等							
許可部分	設置場所		設置する設備	目的	サイズ	電気/水道の使用	
	1	附属病院2階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	2	附属病院7階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	3	附属病院7階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	4	附属病院8階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	5	附属病院8階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	6	附属病院9階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
18							

(2) 契約期間

始 期	令和5年10月1日から	4年6か月
終 期	令和10年3月31日まで	

(3) 貸付料等

貸付料・光熱水費(月額)		支払期限	支払方法		
貸付料	自販機全台で 計18,600円/月額 (税抜)	甲が指定する期日まで	振 込	振込先金融機関名	横浜銀行
				支店名	金沢支店
光熱水費	毎年前年度の福浦キャンパスにおける使用実績単価に基づき算出	甲が指定する期日まで		種別	普通
売上手数料	売上の総額に●%を乗じて得られる金額	甲が指定する期日まで		口座番号	1501643
				口座名義人	甲の請求書によるものとする
※乙は別途消費税と共に支払うこと。				※振込手数料は、乙が負担すること。	